# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	公営住宅に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、公営住宅に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県つがる市長

### 公表日

令和6年6月14日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	公営住宅に関する事務
	つがる市は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、公営住宅法に関する事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  ①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅入居時の入居資格で記録を決定
②事務の概要	③入居後の収入状況報告に対する各種所得情報の照会 ④収入状況報告された各種所得情報に基づく家賃を毎年度ごとに決定、入居者に通知 ⑤収入超過者に対する認定と通知 ⑥高額所得者に対する認定と退去請求を通知 ⑦その他(住民票住居地と公営住宅住所とのマッチングを行い、公営住宅への不正入居者を検出、出産・死亡等による世帯情報の変更を確認、家賃滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで納付相談等に活用)。 ⑧家賃・敷金等に係る徴収と滞納整理業務
	番号法の別表第二に基づいて、つがる市は、公営住宅に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 公営住宅システム(at home4) 2. 宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
(1)入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の19の項
	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10 号、第11号、第12号
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二
	(別表第二における情報提供の根拠) :なし (公営住宅に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(31の項)

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	建設部建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号038-3192

請求先

連絡先

つがる市役所 建設部 建築住宅課 市営住宅係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2111 ファクス:0173-42-3069

Email: kenju@city.tsugaru.lg.jp

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号038-3192

つがる市役所 建設部 建築住宅課 市営住宅係

住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2111 ファクス:0173-42-3069

Email: kenju@city.tsugaru.lg.jp

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関については、それぞれ重。 	点項目評価書	<b>書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載</b>
2. 特定個人情報の入手(情	青報提供ネットワークシステム	ムを通じたス	、手を除く。)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワーク	システムを通	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Г	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇]内	部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	8発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

<u> </u>	<del>ग</del> ्र				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	